規則

身体障 :害者 福 祉 法施行 細 則 \mathcal{O} __ 部を改正 す る規則をここに 公布 す る。

令和元年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四号

身体障害者福 祉 法 施 行 細 則 \mathcal{O} --- 部 を 改 正 す る 則

に 改正する 身体障害者福祉法施行 細 則 平 成 五年埼玉県規則第三十九号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} よう

項 を加える。 第三条の 見 出 を \neg (身体障害者手帳 \mathcal{O} 交 付 \mathcal{O} 通 知等) \sqsubseteq に 改 め、 同

条に

次

 \mathcal{O}

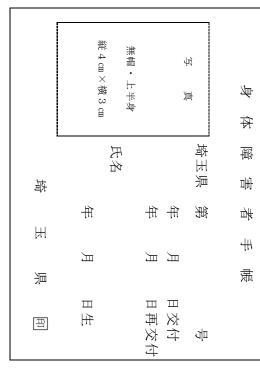
 \mathcal{O} 法第十 とお りとする。 Ŧī. 条 第 兀 項 \mathcal{O} 規定 に ょ り 交付す る 身体障害者手帳 \mathcal{O} 様 式 は 様式 第 兀 号

式 号 に 式 改 中 改 第 第五号」 第 め、 四条第 め、 八号 「様式 同 」を「様式第九号」に改め、 同 第 項第七号中 項 を 項第一 第 十一号」 「様式第六号」 心号中 号 中 を 「様式第七号」 「様式第十号」 「様式第十二号」 「様 に改 式 第 め、 兀 | 号 同 同項第三号中 を を を 項第六号中 「様式第八 「様式第十一 に改 「様式第五号」 がる。 様 号」に改め、 様 号」 式 式 に 第六号」 第九号」 に改め 改 \emptyset 同 同 を を 同条第二項第二 項第五号中 項第二号中 「様式第十号」 「様式第七号」 「様

げ 式第十一号を様式 様式第三号の 次に次 第十二号とし、 \mathcal{O} 様式を加える。 様式 第四号 から様式第十号までを 号 ず 0

様式第4号(第3条関係)

(第1面)



(第2面

			<u></u>
住所	保護者氏名	本人住所	身体障害者等級表による級別
	続柄		旅客鉄道株式会社 旅客 運賃減額

徭

	3 画
烟	超
再 閟	마바
戶	ط

(第4面)

	変更事項			変更事項	
	东	ì			7
	運	ļ. ‡			*
	并	ŧ			\succ
年	の年	併	併	年	9
月	瀬		且	月	欄
Ш	Ш	ш	Ш	П	
	取扱機関			取扱機関	

(第5面)

滛 疒

屈

- 12 この手帳の交付を受けて更生しようとなさる方には、国、都道府県、市町村などができるだけのお世話をすることになっています。 医療や生活や職業などのことで相談されたいときや、つえ、義肢などが必要なときは、いつでも近くの福祉事務所、町村役場、保健所、 児童相談所や総合リハビリテーションセンターなどに御相談ください。
- 3 身体障害者福祉司、児童福祉司、ケースワーカーなどが訪問させていただくことがありますが、そのときには、御希望を述べて御相談ください。
 4 この手帳は、なくさないように大切にお持ちください。
 5 住所や氏名が変わったときは、すぐに変更の届を出してください。
 6 この手帳を万一なくしたり、使用できないようになったときは、再交付を申請してください。 ω

 - 4 ro 0
- この手帳は、 他人に譲ったり、 貸したりすることはできません。

()
6
国

E
童
龙

(第 8 面)		(第7面)
童		蕭
淅		淅

- 1 この
- 2 法施行細 健及び精神障害者福祉 に定める様式による身体障害者手帳は、この規則による改正後の身体障害者福祉 規則(昭和二十五年厚生省令第十五号。 年厚生労働省令第四十八号)第一条の規定による改正前の身体障害者福祉法施行 この 規則の施行の際現に交付されている身体障害者福祉法施行規則及び精神保規則は、公布の日から施行する。 則に定める様式によるも に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成三十一 のとみなす。 次項において「改正前 の省令」という。)
- 3 改 正 前の省令に定める様式による用紙は、 当分の 間、 使用することができる。